

放課後等デイサービス利用のご案内

仙台市内には、障害児に放課後や長期休業期間中に、生活経験を広げる場を提供する「放課後等デイサービス」を実施している事業所があります。
基本的なサービスは共通ですが、事業所ごとにサービス内容が異なりますので、詳細については、各事業所にお問い合わせください。

《対 象 者》

- ・心身に障害がある小学生～高校生の方

《活動内容》

- ・小集団活動、創作活動、レクリエーション、外出活動などを通して安心できる居場所、学校と家庭をつなぐ場、遊びの場、仲間作りや地域交流などの機会を提供することで、基本的な生活習慣を身に付けるなど生活能力の向上、日常生活の充実を図ることができるように支援します。

《サービス提供時間》

- ・通常期（主に平日）：主に放課後の時間帯
- ・休日・学校の長期休業期間等：主に日中の時間帯

《利用料金》

- ・事業所を利用する回数、曜日、事業所の職員配置等によって料金が異なります。
- ・世帯の所得に応じて、下記のとおり月毎の負担上限額があります。

生活保護を受給している世帯又は市民税非課税の世帯	0円
市民税所得割28万円未満（収入が概ね890万円以下）の世帯	4,600円
市民税所得割28万円以上（収入が概ね890万円より上）の世帯	37,200円

※ おやつ代などは事業所ごとに別途かかる場合があります。

《利用回数》

- ・より多くの方にサービスを利用していただくため、原則週3日までとしています。
- ※ 保護者の就労やご家庭の事情等で週4日以上のご利用をご希望される場合には、事業所に空き状況等をご確認いただき、「放課後等デイサービス利用希望報告書」をお持ちのうえ、お住いの区の区役所障害高齢課又は宮城総合支所障害高齢課までご相談ください。

《送 迎》

- ・多くの事業所で学校～事業所～自宅の送迎サービスを実施しています。
- ※ 送迎範囲等は事業所毎に異なりますので、事業所にお問い合わせください。

《サービス利用申請の流れ》

- 1 利用したい放課後等デイサービス事業所に相談をして、プログラム、開設時間、空き状況、送迎範囲などを確認します。
- 2 事業所から「放課後等デイサービス利用希望報告書」を発行してもらい、お住いの区の区役所障害高齢課又は宮城総合支所障害高齢課にサービス利用申請を行います。
- 3 区役所等から受給者証が届きましたら、事業所と契約をして利用開始となります。
- 4 連絡先
各区役所・宮城総合支所障害高齢課

市内事業所一覧(仙台市HP)

区	所在地	連絡先
青葉区	青葉区上杉1-5-1 3F	225-7211
(宮城総合支所)	青葉区下愛子字観音堂5 1F	392-2111
宮城野区	宮城野区五輪2-12-35	291-2111
若林区	若林区保春院前丁3-1 1F	282-1111
太白区	太白区長町南3-1-15 2F	247-1111
泉区	泉区泉中央2-1-1 東庁舎	372-3111

